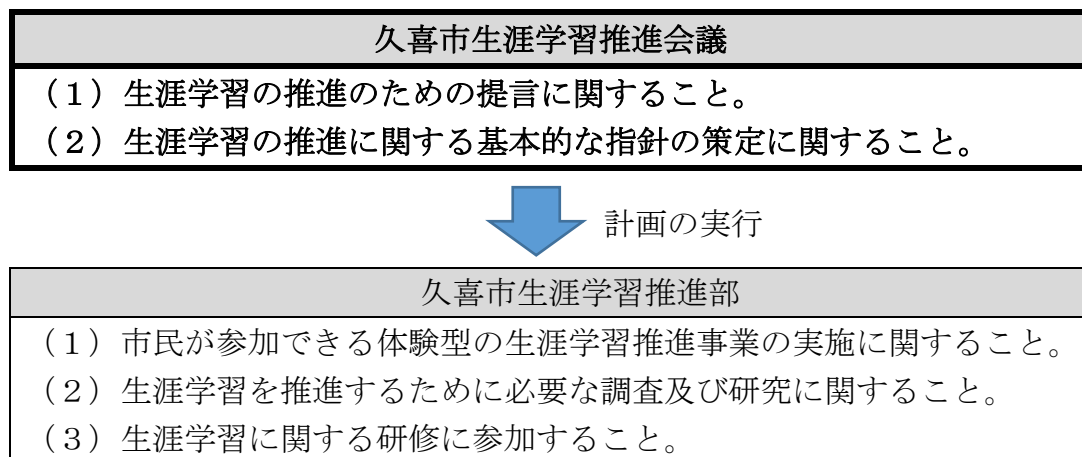


## 久喜市生涯学習推進会議について

### 1 趣旨・組織図について（久喜市生涯学習推進会議条例 第2条、第7条）



### 2 委員の委嘱（久喜市生涯学習推進会議条例 第3条）

- (1) 委員の任期は2年（令和6年9月1日から令和8年8月31日）。
- (2) 公募による市民と学識経験者から、20人以内で組織し、市長が委嘱する。

|       |               |
|-------|---------------|
| 学識経験者 | 久喜市内小・中学校校長会  |
|       | 久喜市内高等学校校長会   |
|       | 教育委員会委員       |
|       | 社会教育委員        |
|       | 生涯学習推進部委員長    |
|       | 生涯学習推進部委員     |
|       | その他市長が必要と認める者 |
| 市民    | 公募による市民       |

### 3 生涯学習推進会議幹事会について（久喜市生涯学習推進会議条例 第6条）

- (1) 生涯学習推進会議の議案作成のため、会議開催前に実施している。
- (2) 幹事会委員は、以下のとおり。

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 市職員     | 教育部生涯学習課長              |
|         | 総合政策部企画政策課企画政策係長       |
|         | 市民部市民生活課市民活動推進係長       |
|         | 健康スポーツ部スポーツ振興課スポーツ推進係長 |
|         | 教育部指導課指導係長             |
|         | 教育部生涯学習課生涯学習係長         |
| 生涯学習推進部 | 委員3人                   |

#### 4 第2次久喜市生涯学習推進計画について（久喜市まなびすとプラン2）

---

- （1）令和5年（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間の計画。
- （2）久喜市生涯学習推進計画検討部会委員を中心に久喜市生涯学習課が策定。

#### 5 計画の進行管理について

---

各施策にある事業の進捗・実施状況を「PDCAサイクル」に則り、生涯学習推進会議を用いて毎年度進捗状況を管理するものとする。

